

水質汚染事故による水道の被害及び水道の異臭味被害状況について

1.調査内容及び方法

(1)水質汚染事故による水道の被害状況

水道事業者等が通常予測できない水道原水の水質変化により、水道水を供給するにあたって問題が生じ、平成18年度に取水・給水の制限・停止や特殊薬品（粉末活性炭等）の使用等を行った水質汚染事故による被害について、都道府県等を通じて水道事業者、水道用水供給事業者、専用水道（以下、「水道事業者等」という。）を対象に調査を行った。

(2)異臭味等による水道の被害状況

湖沼の富栄養化等の水道水源状況の悪化により、平成18年度に水道原水がカビ臭等による異臭味被害を受け、応急的な対応を行った水道事業者等の数及び給水栓で異臭味の被害を受けた利用者数を、都道府県を通じて水道事業者等（ただし、専用水道を除く。）を対象に調査を行った。

2.調査結果

(1)水質汚染事故による水道の被害状況

水質汚染事故の発生状況等を表1-1から1-3、図1-1から1-3に示す。

水質汚染事故により被害を受けた水道事業者等の数は89であり、これは全水道事業者等*（平成18年度末 17,041事業）の約0.5%にあたる。水道の事業形態別では上水道事業が51事業、簡易水道事業は19事業、専用水道は5事業、水道用水供給事業は14事業であった。また、水源別の発生状況は、全112水源のうち表流水が88水源（79%）、伏流水 6水源（5%）、地下水 15水源（13%）、他 3水源（3%）となっている。

発生した事故件数は、全224件であり、原因物質別では油類が53.6%（120件）を占め、以下件数が多い順に、臭気 8.5%（19件）、濁度 6.7%（15件）となっている。また、汚染原因としては、不明が全体の53.6%を占めるが、工場等が14.3%、車両8.9%、土木工事 5.8%、農業・畜産業 2.2%となっている。

近年の傾向としては、油類を原因とする事故件数が全体の約50%を占める状況が継続している。また、事故件数は、平成14年度までは年間約150件前後を推移していたが、最近は増加傾向にあり、平成17、18年度と2年連続で200件を上回った。

※厚生労働省水道課調べ（平成18年度）による。

表 1-1 水質汚染事故による被害を受けた水道事業者等の経年変化

	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平均
上水道	54 8 (22)	45 1 (1)	48 5 (6)	51 2 (2)	51 1(1)	50 3 (6)
簡易水道	18 5 (6)	12 4 (5)	12 6 (6)	9 5 (5)	19 2 (2)	14 4 (5)
専用水道	3 1 (1)	4 1 (1)	8 2 (2)	7 4 (4)	5 2 (2)	5 2 (2)
水道用水供給	17 0 (0)	12 1 (2)	10 2 (2)	15 3 (5)	14 1 (3)	14 1(2)
合計	92 14 (29)	73 7 (9)	78 15 (16)	82 14 (16)	89 6 (8)	83 11 (15)

注)

- ・ 水質汚染事故とは、水道事業者等が通常予測できない水道原水の水質変化により、①給水停止又は給水制限、②取水停止又は取水制限、③特殊薬品（粉末活性炭等）の使用のいずれかの対応措置を行ったものとした。
- ・ 下段の数字は、被害を受けた水道事業者等のうち、①給水停止又は給水制限を行った事業者等の数を示す。同欄右（ ）内の数字は、事故件数を示す。

表 1-2 水質汚染事故による被害を受けた水源数（平成 18 年度）

区分	上水道				簡易水道				専用水道				用水供給				合計				
	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	計
北海道	4				1												5				5
東北	8				1		1						1				10		1		11
関東	13		2		3				1				2				19		2		21
中部	8		1		1	2	1				1		2				11	2	3		16
近畿	7		1				4	2			1		5			1	12		6	3	21
中国	8	2			1	1							3				12	3			15
四国	2	1			1				1								4	1			5
九州	11		1				1				1						11		3		14
沖縄													4				4				4
小計	61	3	5		8	3	7	2	2		3		17			1	88	6	15	3	112
合計	69 (51)				20 (19)				5 (5)				18 (14)				112 (89)				

注) 合計欄の（ ）内の数字は、被害を受けた水道事業者数を示す。

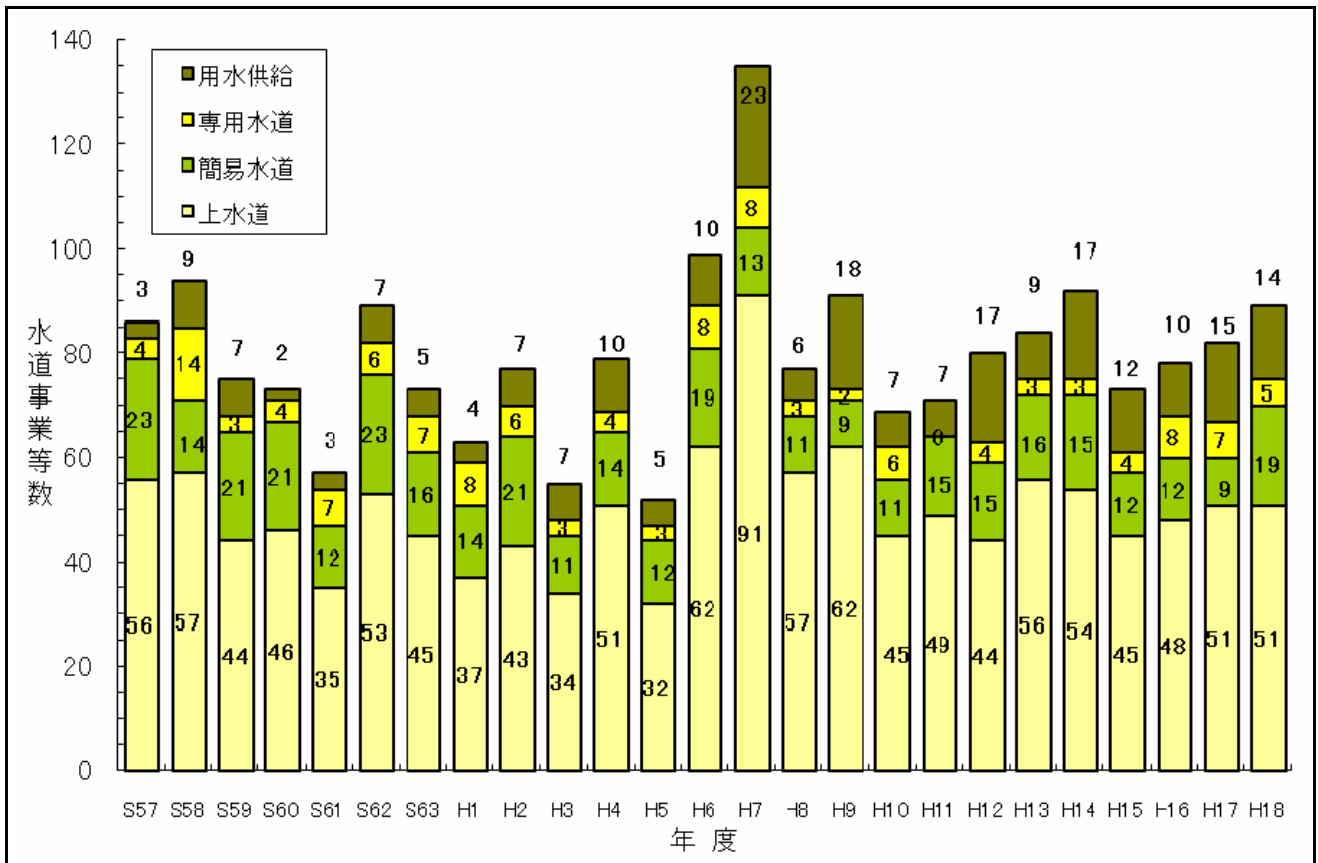


図 1-1 水質汚染事故により被害を受けた水道事業等数の経年変化

表 1-3 水質汚染項目別水質汚染事故件数の経年変化

汚染原因物質	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
油類	73	49.0%	105	60.7%	92	51.7%	113	55.4%	120	53.6%
有機物	6	4.0%	15	8.7%	41	23.0%	24	11.8%	13	5.8%
濁度	12	8.1%	12	6.9%	11	6.2%	5	2.5%	15	6.7%
臭気	9	6.0%	9	5.2%	10	5.6%	20	9.8%	19	8.5%
pH	3	2.0%	0	0.0%	5	2.8%	0	0.0%	3	1.3%
農薬	3	2.0%	3	1.7%	3	1.7%	6	2.9%	3	1.3%
無機物	1	0.7%	3	1.7%	2	1.1%	3	1.5%	5	2.2%
界面活性剤	2	1.3%	1	0.6%	2	1.1%	0	0.0%	2	0.9%
色度	4	2.7%	1	0.6%	1	0.6%	2	1.0%	9	4.0%
硝酸態窒素	1	0.7%	1	0.6%	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%
アンモニア態窒素	16	10.7%	2	1.2%	0	0.0%	9	4.4%	6	2.7%
塩素イオン	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	1.8%
その他	19	12.8%	21	12.1%	10	5.6%	22	10.8%	25	11.2%
合計	149		173		178		204		224	

注) 左欄は汚染原因物質別事故発生件数、右欄は全体に占める各項目の割合を示す。

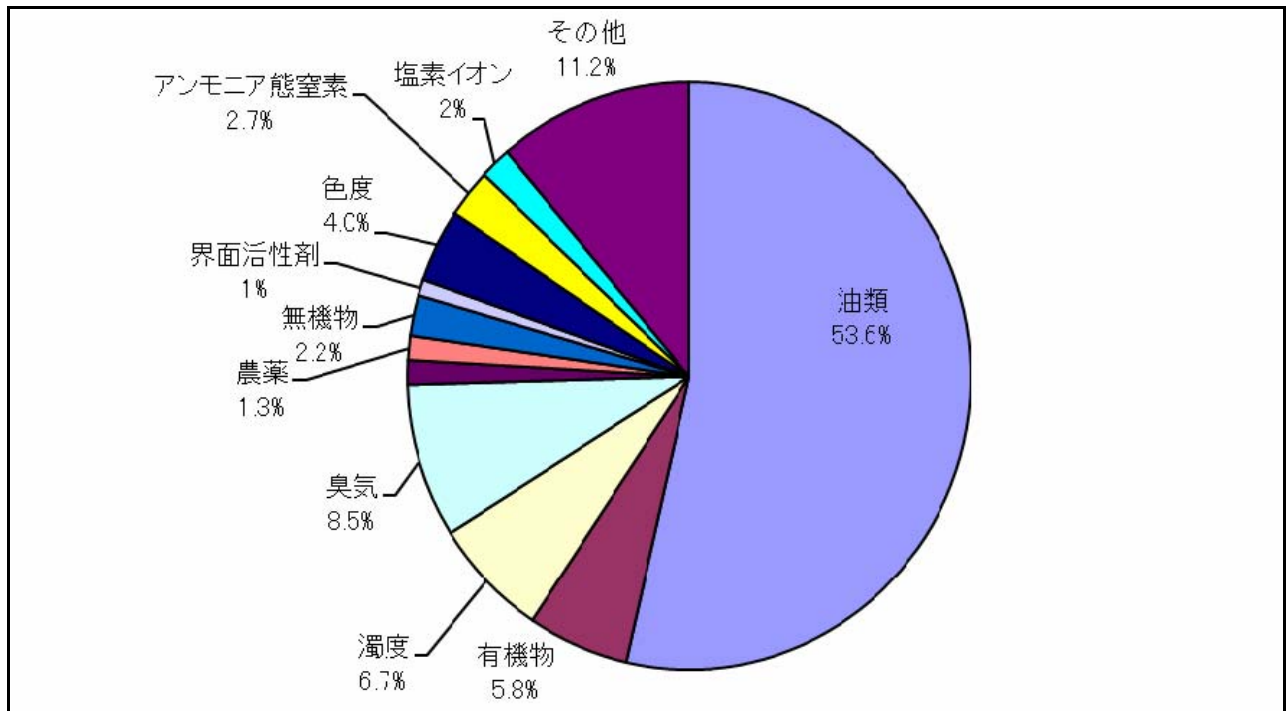


図 1-2 水質汚染事故における水質汚染項目（平成 18 年度、全 224 事故）

注）本図は表 1-3 の平成 18 年度分のデータについてグラフ化したもの。

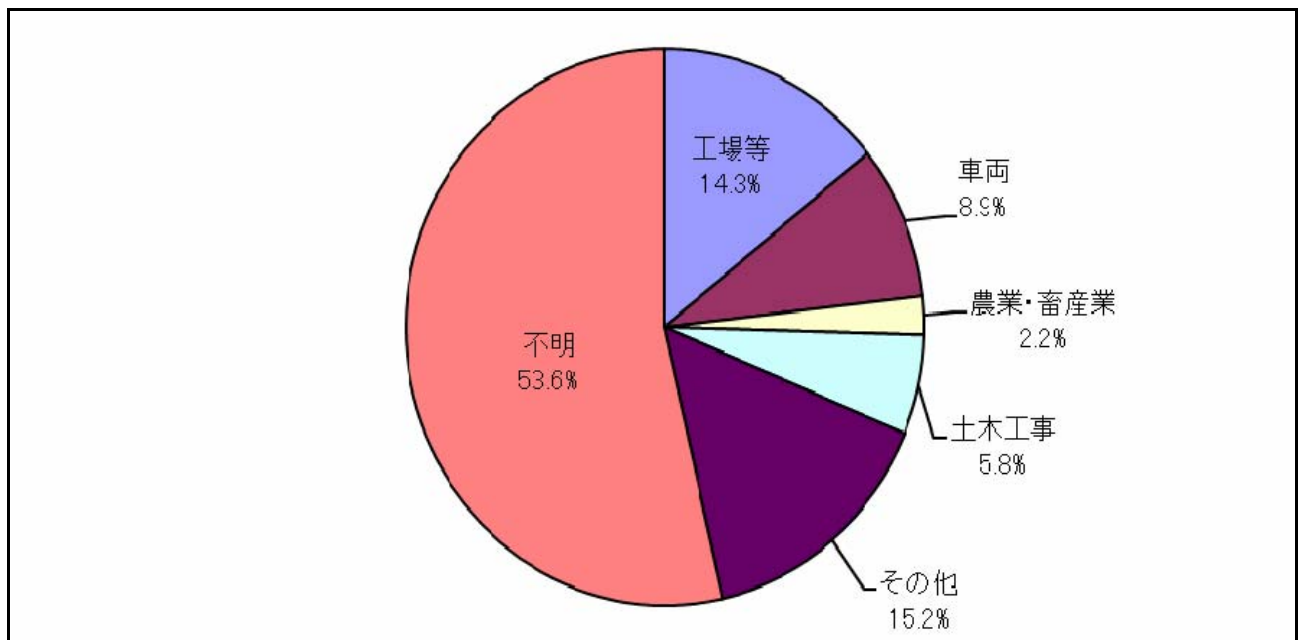


図 1-3 水質汚染事故の汚染原因（平成 18 年度、全 224 事故）

(2) 異臭味等による水道の被害状況

近年の異臭味等による水道の被害発生状況は、表2-1、図2-1のとおりである。また、図2-2は平成18年度に浄水で異臭味被害を受けたとして報告のあった事例についての異臭味の種類別割合を示す。

湖沼の富栄養化等の水源水質の悪化により、カビ臭等の異臭味による被害を受けた人口（以下、「異臭味被害人口」という。）は、平成2年度のピーク時に2,000万人台まで増加したが、高度処理の導入等により、平成11年度調査では100万人台まで減少し、その後、近年は300万人前後で推移している。

平成18年度の異臭味被害人口は約266万人となっており、平成17年度の約433万人より約167万人減少（対前年度比62%）した。地域別では近畿地方が最も多く、次いで、中国、九州、東北地方の順となっている。

また、平成18年度に異臭味被害を受けた水道事業者数は73あり、平成17年度からは若干減少した。

異臭味被害については、その発生状況に必ずしも一定の傾向は見られないが、平成18年度の異臭味被害人口は、近畿、九州等で前年度より減少した。

表 2-1 水道における異臭味等による被害の発生状況

地域	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
	被害事業者数 ^{※1}	被害人口(千人) ^{※2}	被害事業者数 ^{※1}	被害人口(千人) ^{※2}	被害事業者数 ^{※1}	被害人口(千人) ^{※2}	被害事業者数 ^{※1}	被害人口(千人) ^{※2}	被害事業者数 ^{※1}	被害人口(千人) ^{※2}
北海道	3	18	2	0	2	207	2	0	3 (1)	68
東北	5 (3)	91	4 (2)	412	5 (1)	70	5 (1)	82	6	83
関東	14 (5)	128	9 (2)	17	19 (7)	244	16 (6)	75	17 (6)	30
中部	4 (2)	19	4 (1)	0	5 (2)	182	6 (2)	85	4 (1)	5
近畿	13	1,746	14 (1)	1,935	11 (1)	1,733	25 (5)	2,671	14 (1)	1,971
中国	15 (3)	844	10 (2)	205	11 (1)	188	11 (1)	228	14 (3)	369
四国	1	4	3	124	1	0	2	149	3	22
九州	13 (2)	836	13 (1)	387	12 (1)	233	16 (3)	1,041	12 (1)	107
計 ^{※4}	68 (15)	3,686	59 (9)	3,080	66 (13)	2,857	83 (18)	4,331	73 (13)	2,656

注)

- ・ 異臭味等による被害とは、原水及び浄水中の異臭味（カビ臭、ヘドロ臭等）、カルキ臭（クロロミン臭）、ろ過障害、着色障害、排水処理障害の発生により、凝集剤等薬品注入量の増加等、浄水処理の強化等により対応したものをいう。ただし、管路からの金属臭は除く。
- ※1： 被害事業者数には原水のみ異臭味が発生し、浄水では被害が発生していない事業者を含む。また、被害事業者数右の（ ）内の数字は、水道用水供給事業の数を内数で表したものである。
- ※2： 被害人口とは、浄水で1日以上期間異臭味による被害が発生した浄水施設に係る給水人口である。また、被害人口は、百の位を四捨五入し、千人単位で表示しているため、各ブロックの総計と計の数は必ずしも一致しない。

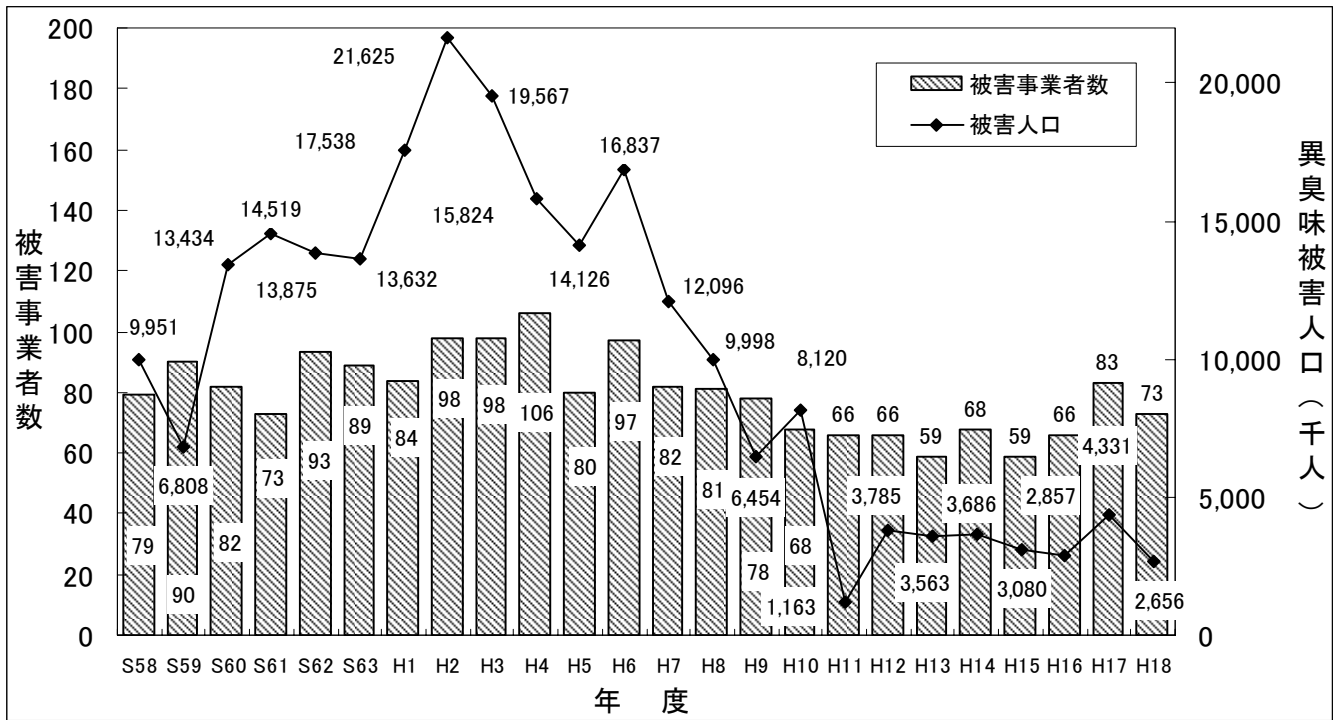


図 2-1 水道における異臭味被害の発生状況経年変化

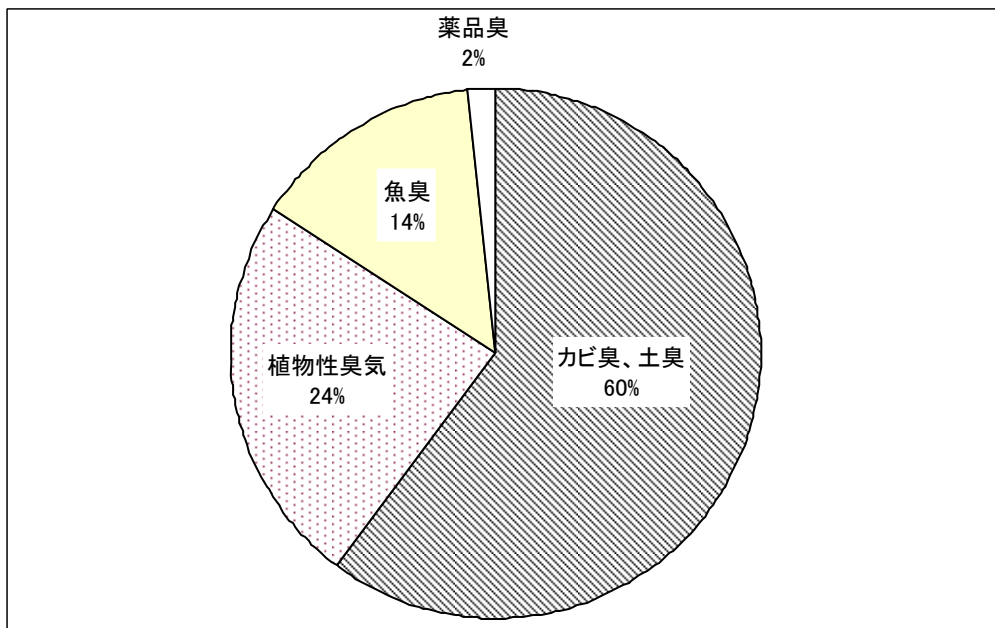


図 2-2 浄水における異臭味被害の種類別内訳 (平成 18 年度、全 44 件)

注)

- ・ 浄水で異臭味被害を受けた 31 の水道事業者から報告された全 44 件に対する異臭味の種類別割合。被害別に該当する異臭味項目を選択(複数回答あり)。